

長野県森林整備業務入札参加資格審査等に係る Q & A

(カタカナ区分は「提出書類確認票(森林整備用)」の区分を示す)

番号	質 問	回 答
《 1	経営状況関係》	
	<p>当社の資本金(出資金)は 200 万円以上だが、繰越欠損があり自己資本はマイナスとなっている。申請書の添付書類として「ス 同等の資金調達能力を有していることが判断できる書類」の提出は必要か。</p>	<p>申請日が属する営業年度の直前の営業年度の決算における自己資本の額(=純資産合計の額)で判断しますので、必要となります。</p> <p>ただし、建設業の許可を受けている者は、その許可の審査に当たって自己資本の額が 500 万円以上又は担保とすべき不動産を有していること等により相当額を調達する能力を有していることを確認しているため、この書類は提出不要です。</p> <p>建設業許可業者以外の者の場合、具体的に以下の書類のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金残高証明書(申請日から 1 ヶ月以内の日付のもの) ・融資証明書(申請時点で有効期間内であること。資金用途は「運転資金」としてください) ・市町村長が発行する土地・家屋の固定資産税評価額証明書、土地・家屋名寄帳等(申請日から 1 ヶ月以内の日付のもの) <p>なお、「事業に用いられる車両」はそのときの状態によって換金額が一定でないことから、対象としません。</p>
《 2	森林整備業務の実績関係》	
	<p>当社では国、県発注建設工事の支障木伐採や送電線下伐採を請け負っているが、これらの業務をイの「2 森林整備業務の実績」としてよいか。</p>	<p>告示第 1 で、「森林整備業務とは、地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び素材の生産(立木の販売を除く。)をいう。」と定めています。</p> <p>建設工事に先立つ支障木伐採や送電線下伐採、道路の幅員確保のための雑木伐採など森林の造成や保育、素材の生産に該当しない作業は、森林整備業務の実績とはなりません。</p>
	<p>イの「2(1)業務実績集計表」中、「簡易施設の設置」とは何か。</p>	<p>「森林整備業務」として発注された業務のうち、防護さく設置や簡易な土留工、筋工、さく工、歩道開設等で土木工事に該当しない工事を言います。</p>
	<p>国発注の素材生産を請け負っているが、実績を材積のみで把握しており、面積では把握していない。</p>	<p>イの「2(1)業務実績集計表」の数量欄には、材積で記載していただいて結構です。</p>
	<p>当社では実績が多くイの「2(2)主な業務経歴一覧表」に書ききれない。</p>	<p>「2 森林整備業務の実績」には実績を全て記載していただきたいですが、件数が多い場合(2)は主なもののみの記載で結構です。</p> <p>ただし、ツ 森林整備業務に係る経営規模等評価申請</p>

番号	質 問	回 答
		書の「完成工事高」に計上した業務経歴については、(2)の行を増やし、記載するようにしてください。(必須ではありません。)
《3 従業員数等の内訳関係》		
	当社では、毎年夏場は多くの技術作業員を期間雇用(6月以上)しているが、12月にはほとんど解雇している状態。技術者数に関する審査基準日を変えられないか。	<p>全者の条件を一定にして審査するため、定期審査に係る基準日を変動性とするのは好ましくないと考えています。最新の技術力を把握するため、あくまで技術者数は申請日時点で記載してください。</p> <p>専門技術者と技術作業員合わせて実質の人数が3人に満たない場合は、来春以降当該人数が3人以上となってから申請してください。</p>
	多年にわたり冬季間のみ解雇するが、今後も60歳まで継続して季節雇用することを約束している専門技術者資格要件を満たす職員がいる。この人を専門技術者としてよいか。	<p>資格要件を満たしていても、貴社の専門技術者とするためには要綱第2第3項により、「代表者、役員又は常時雇用される従業員」である必要があります。</p> <p>イ 森林整備業務入札参加資格審査申請書3(2)の注で、「常時雇用」とは、 期間の定めのない雇用 一定の期間(たとえば2ヶ月、6ヶ月等)を定めた雇用であっても、その雇用期間が1年以上の期間を通じて途切れることなく反復継続されていて事実上と同等と認められるもの</p> <p>をいうが、技術作業員に限り、冬期間等に雇用しないことが常態である事業体にあつては、6月以上の期間を定めて雇用する者を含めてよい。」としています。に該当する人は、過去1年を超えて引き続き雇用されている人のみです。よって、この方はともに該当しないので、専門技術者とすることはできません。</p>
	上記の職員を技術作業員とし、業務の施工の際に現場代理人とすることは可能か。	<p>現場代理人については、平成21年7月1日以降の公告に係る受注希望型競争入札 入札心得第20条第2項において、「契約人が現場代理人を配置する場合、現場代理人は森林整備業務技術者名簿に記載されている技術職員であり、契約人と直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前3か月以上の雇用)がなければならない。」と規定しています。</p> <p>そして の回答のとおり、貴社が「冬期間等に雇用しないことが常態である事業体」であつて、その方が「6月以上の期間を定めて雇用する者」であり、かつ申請日現在において雇用されていれば技術作業員として申請することができます。</p> <p>よって、この方が「技術作業員」として認められてお</p>

番号	質 問	回 答
		り、かつ開札日以前3か月以上雇用されていれば、現場代理人とすることができます。
	雇用契約期間は1ヶ月だが、契約を更新し、職員aは1年以上、職員bは4ヶ月以上反復継続して雇用している。これらの者はイの「3(1)雇用期間別従業員等」の表中、雇用区分はどこに該当するか。	<p>申請日時点の雇用期間の実態で判断してください。aさんは「通年雇用」、bさんは「臨時的雇用 4月以上6月末満」に該当します。</p> <p>なお、期間の定めのない雇用契約をしている方は、採用から申請日までの間が1年未満であっても「通年雇用」に該当します。同じく、たとえば8ヶ月間の雇用契約をしている方は、採用から申請日までの間に限りなく「臨時的雇用 6月以上」に該当します。</p>
	専門技術者ではなかった職員が実務経験を積んできたので、今回申請時から新たに専門技術者になりたい。具体的にどのような実務経験を積みれば専門技術者として認められるのか。	<p>専門技術者の資格要件は、要綱別表1,2及び事務処理要領第4第4項(4)ア、イに定められています。概要を抜粋したものは別紙1のとおりです。</p> <p>このうち、実務経験のみで専門技術者として認められるものは別表2-2及び2-3に該当する方です。そして、認められるまでに2段階の実務経験が必要です。具体的に、高等学校を卒業した方の例でご説明します。</p> <p>まず、<u>林業に関する試験研究又は教育(要綱別表2-1(2)ア)又は林業に関する技術についての普及又は指導(要綱別表2-1(2)イ)若しくは地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、除伐及び間伐の施業について公的機関が発注する工事【この内には、期間は問わないが専門的な指導監督業務の経験が必要】(事務処理要領第4第4項(4)ア、イ)に実質6年以上従事した段階で要綱別表2-2でいう「1の受験資格を有する者又はこれに準ずる者」となります【この所要従事期間が学歴により0~8年となる】。その後更に2年間実務経験【その具体的な内容は、別紙1の(*)の例示のとおり】を積んだ段階で、専門技術者として認めることができます。</u></p>
	上の場合、「タ 専門技術者の資格を取得していることを証明できる書類」として何を添付すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書 別紙2の例により作成し、添付してください。 ・実務経験を証明するすべての期間について雇用していたことを証明する書類 別紙2の添付書類1参照 ・公的機関が発注する森林整備工事に従事していたことを確認できる書類(学歴により必要) 別紙2の添付書類2参照 ・最終学校卒業証明書(学歴により必要) 別紙2の添付書類3参照
	実務経験要件で1度専門技術者と認められれば、無期限に有効か。	入札参加資格審査申請時に新たに専門技術者として認められた方は、次回以降の入札参加資格審査申請時に

番号	質 問	回 答
		<p>「タ 専門技術者の資格を取得していることを証明できる書類」を添付しなくても継続して専門技術者として認められます。</p> <p>しかし、もしその方が勤務先を変わり、当初認定時と違う事業体で専門技術者として認められるためには、所属する事業体の入札参加資格審査申請（定期、中間審査時）時又は森林整備業務技術者名簿変更届提出（随時）時に、改めて「タ 専門技術者の資格を取得していることを証明できる書類」を作成、添付していただく必要があります。</p> <p>県では、試験実施要領第 8 を準用し、必要な実務経験を満たしている方から「森林整備業務専門技術者資格認定申請書（試験実施要領様式 7）」を提出していただければ、審査の上適当と認められた方に森林整備業務専門技術者資格認定証書を発行しています。この認定証書は個人の資格を認定するものなので、被認定者が転職等した際にもその写しを「タ 専門技術者の資格を取得していることを証明できる書類」とすることができます。</p>
《 4 社会保険等への加入状況関係》		
	<p>イの「4 社会保険等への加入状況」の表中、「適用除外者」とは何か。</p>	<p>各制度上、加入できない者及び加入させなくてもよい従業員等のうち加入させていない者を言います。主なものは次のとおりです。</p> <p>労災保険（林業）：事業主、家族従事者、代表権を有する人、監査役で特別加入していない者。</p> <p>林業関係で、労働者を常用せず、使用する労働者が年間延べ300人未満の個人経営事業所が行う、任意適用していない事業の労働者。</p> <p>雇用保険：事業主、法人の代表者。</p> <p>事業主と同居している親族、法人の役員、団体等の役員等のうち、被保険者と認められない者。</p> <p>労働者であって、雇用保険法第6条に該当する者。</p> <p>健康保険：国民健康保険を含めれば、あり得ないはずですが。（なお、国民健康保険に加入している方がいる場合にはその事情を個別具体的に「備考」欄に記入してください。）</p> <p>年金制度：国民年金（第1号被保険者）を含めれば、あり得ないはずですが。（なお、第1号被保険者がいる場合にはその事情を個別具体的に「備考」欄に記入してください。）</p> <p>退職金制度：いずれかの制度に加入している場合において、その制度の規定による。</p> <p>いずれの制度も、加入させる義務がありながら、自己</p>

番号	質 問	回 答
		<p>都合や本人希望で加入させていない者は該当しません。 なお、適用除外者がある場合、その事情を個別具体的に「備考」欄に記入してください。</p>
	<p>当社は建設業を営んでおり、労災保険は「建設事業」で年間の概算払いをしているが、森林整備業務はほとんど受注することがなく、申請日現在で仕事をしていないため、「林業」での保険関係は成立していない。同じくイの4の表中、「労災保険(林業)」欄にはなんと書けばよいか。</p>	<p>従業員数：表の(注)1のとおりです。 加入者数：0となります。 適用除外者数： の回答に該当する人数を記入してください。 備考：適用除外者数の理由と、「申請日現在適用事業なし」の旨記入してください。</p>
	<p>当社は健康保険(協会けんぽ)と厚生年金保険(社会保険)の適用事業所だが、従業員の希望により、両保険の被保険者とせず、代わりに給料を上げている者がいる。この者は国民健康保険と国民年金に加入している。当社の入札参加資格申請は認められるか。</p>	<p>要綱第3及び事務処理要領第4により、加入が義務付けられている労災保険、雇用保険、健康保険等及び年金制度に加入していることが入札参加資格を認定する要件となっています。これらの保険制度に加入していない事業者は、入札参加資格は認められません。「制度に加入」には、社会保険が強制適用される事業所において、適用手続きを取っていることも含みます。 制度には加入していても、加入率が100%に満たない場合、社会保険適用事業所において、社会保険に加入できない者及び加入させなくてもよい従業員等以外の者で被保険者でないものがある場合には、その事情を個別に勘案することになります。 なお、労災保険だけは事業単位で保険関係が成立するので、 の回答のとおり申請日時時点で保険関係が成立していないことはあり得ます。 また、退職金制度については法定ではありませんが、現場説明書の指導事項で加入することを規定しており、入札参加資格が認定された後において、県発注の契約額800万円以上の工事を受注した請負者は、制度の発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出していただく必要があります。</p>
<p>《5 森林整備業務技術者名簿(様式第2号)関係》</p>		
	<p>審査事務処理要領第4第4項(4)において、「業務管理者」の実務経験として、森林整備業務等(公共建設工事を含む)の現場管理に係る実務経験を求めている。 このような実務経験のない個人が3人集まって、共同事業体を結成し、</p>	<p>認められません。年数の規定はありませんが、業務管理者となるには左のような実務経験が必要です。</p>

番号	質問	回答
	入札参加資格を申請したいが、認められるか。	
	「セ 業務管理者の現場管理に係る実務経験を有することを証明できる書類」とは具体的に何か。	<p>以下の書類の写しを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携わった業務等の発注者、内容が分かる契約書類 ・職務の内容が分かる現場組織表、工事日誌、現場代理人通知等
	「技術作業員」について、安全教育は受講していなくてもよいか。	かまいません。受講は必須の要件ではありません。しかし、その方を受講していない安全教育に係る作業に従事させることはできません。
	私は自営で従業員は全員国民健康保険に加入し、一部は雇用保険の「被保険者とならない者」に該当している。この者について、「ソ 業務管理者・専門技術者・技術作業員について申請者が常時雇用していることを証明できる書類」として何を提出すればよいか。	<p>ソとしては、例示にある健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のほか、賃金台帳、月額給与明細書、市町村民税特別徴収税額通知書の写しなどが考えられます。</p> <p>その他のものでも、第三者機関が発行した使用者名、被雇用者名、発行年月日、証明期間の始・終期等の記入されたものであれば結構です。</p>
	<p>当組合は、冬季間あらかたの作業員を解雇することが常態となっている。</p> <p>冬期以外6月以上臨時的雇用する者を技術作業員としたいが、雇用期間を証明するものが必要か。</p>	必要です。ソとして の回答にあるような書類を添付してください。
《 6 経営規模等評価申請関係》		
	最近 A 営業所を開設し、新規に A 営業所の入札参加資格審査の申請を考えている。営業所として受注実績がないので、「完成工事高」に本店の実績を記入してよいか。	<p>できません。申請に係る営業所の完成工事高が評価対象となります。</p> <p>なお、イの「2 森林整備業務の実績」も同様、申請に係る営業所の完成工事高で記入してください。</p>
	完成工事高の「完成」の時期は、いつとすべきか。	「請負による収益の額は、別に定めるものを除き、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。(法人税基本通達2-1-5)」が基本と思われますが、貴社が採用している決算方法で決めていただいで結構です。
	高性能林業機械を所有しているが、償却期間が経過したため、固定資産原価償却台帳や原価償却資産明細書に記載されていない。「機械の保	<p>機械に記載されている社名と全景が分かるように撮影された写真を添付してください。</p> <p>もし機械に社名がなければ、写真のほか社名と品名が記載されている内部的な財産台帳や点検整備記録簿等</p>

番号	質 問	回 答
	有を確認できる書類の写し」として、何を添付すればよいか。	の写しを添付してください。
《 7 提出書類関係》		
	2部提出する根拠は何か。	<p>イ 森林整備業務入札参加資格審査申請書及びその添付書類は、告示第10第2項で2部と定められています。</p> <p>ツ 森林整備業務に係る経営規模等評価申請書及びその添付書類には規定がありませんが、地方事務所と県庁それぞれで審査、保管する必要があることから、2部提出をお願いしています。</p>
	謄本は、コピーでもよいか。	謄本、証明書類は発行者から1部交付を受けていただき、申請書の正本1部に、実物を添付してください。申請書の副本への添付はコピーでかまいません。
	同時期に建設業の入札参加資格審査申請書を提出するが、そちらに謄本、証明書類の実物を添付する。森林整備に係る提出書類として同一の謄本、証明書類については、2部ともコピーでも良いか。	申請書の正本1部には、実物を添付してください。申請書の副本への添付はコピーでかまいません。
	告示第5(8)にある「森林整備業務入札参加資格申請電算入力票」とは何か。	これは不要です。次回告示改正時に削除します。
	過去2年において県の業務の下請をしたが、「ト 元請事業者が県に提出した下請負人通知書の写し」を元請事業者から受領していない。事情により現在元請事業者に写しの交付を請求できない。	<p>当時発注者に提出があれば、そのコピーを取ることができますので発注者に相談してください。</p> <p>もし当時元請事業者が提出していなければ、その下請業務は完成工事高として認められません。なお、平成21年4月1日から、元請事業者は下請負人に対し下請負人通知書の写しを添付した「下請負人への通知書」を交付することを現場説明書で義務付けています。</p>
《 8 追加・変更関係》		
	定期審査の申請書提出期間を過ぎてしまったが、今回新たに森林整備業務入札参加資格を取得したい。どうすればよいか。	森林整備業務入札参加資格の新規の審査申請は随時受け付けています。提出書類確認票を確認いただき、必要な書類を貴社所在地を管轄する地方事務所林務課に御提出ください。なお、「ツ 森林整備業務に係る経営規模等評価申請書」の【資格審査基準日】は申請日現在としてください。
	技術作業員数などの人数に変更のある場合は、どうすればよいのか。	業務管理者及び専門技術者に変更があったときは、森林整備業務技術者名簿変更届(要綱様式第5号)を管轄の地方事務所長に提出しなければなりません(要綱第2第5項)。技術作業員に変更があったときは届出義務はありませんが、任意で提出いただいてもかまいません。

番号	質 問	回 答
		<p>ん。</p> <p>なお、森林整備業務の開札日時時点で、他の森林整備業務又は建設業法第 26 条第 3 項に規定する専任の技術者に配置されていない専門技術者の数を超えて落札することができないことから、専門技術者数に変更があったときには速やかに届け出ていただく必要があります。また、現場代理人は、業務管理者、専門技術者、技術作業員の別を問わず森林整備業務入札参加資格審査申請時に提出いただいた技術者名簿に記載されている技術職員の中から選任することとしていますので、新規に雇用した方を現場代理人として任用したいときにも事前に届け出ていただく必要があります。</p> <p>この場合、地方事務所に提出された変更届は審査の上林務部長に進達され、林務部において届出の内容を審査し、適正な申請と認められた場合は收受印を押して、この時点から届出内容を有効としています。なお、この届出によって資格総合点数は変更しません。</p>
	<p>完成工事高、技術職員数が増えてきたので、現在付与されている資格総合点数を見直していただきたい。</p>	<p>1 度定期審査時に付与した資格総合点数は、原則 2 年間変更しません。しかし、期間の途中で見直しを希望する方に対しては、定期審査の 1 年後に審査基準日を 1 年更新して再審査をする予定です。そのための中間申請方法等は長野県公式ホームページ等に掲示します。</p>

この Q&A 中、

告示とは...長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 13 年 3 月 22 日長野県告示第 139 号）

要綱とは...長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林政第 456 号林務部長通達）

事務処理要領とは...森林整備業務入札参加資格審査事務処理要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林政第 457 号林務部長通知）

試験実施要領とは...森林整備業務専門技術者資格試験実施要領（平成 15 年 2 月 18 日付け林政第 362 号林務部長通知）

アミカケ：ほかの要綱、要領、仕様書等に規定がなく、この Q&A で独自に規定、説明した内容です。